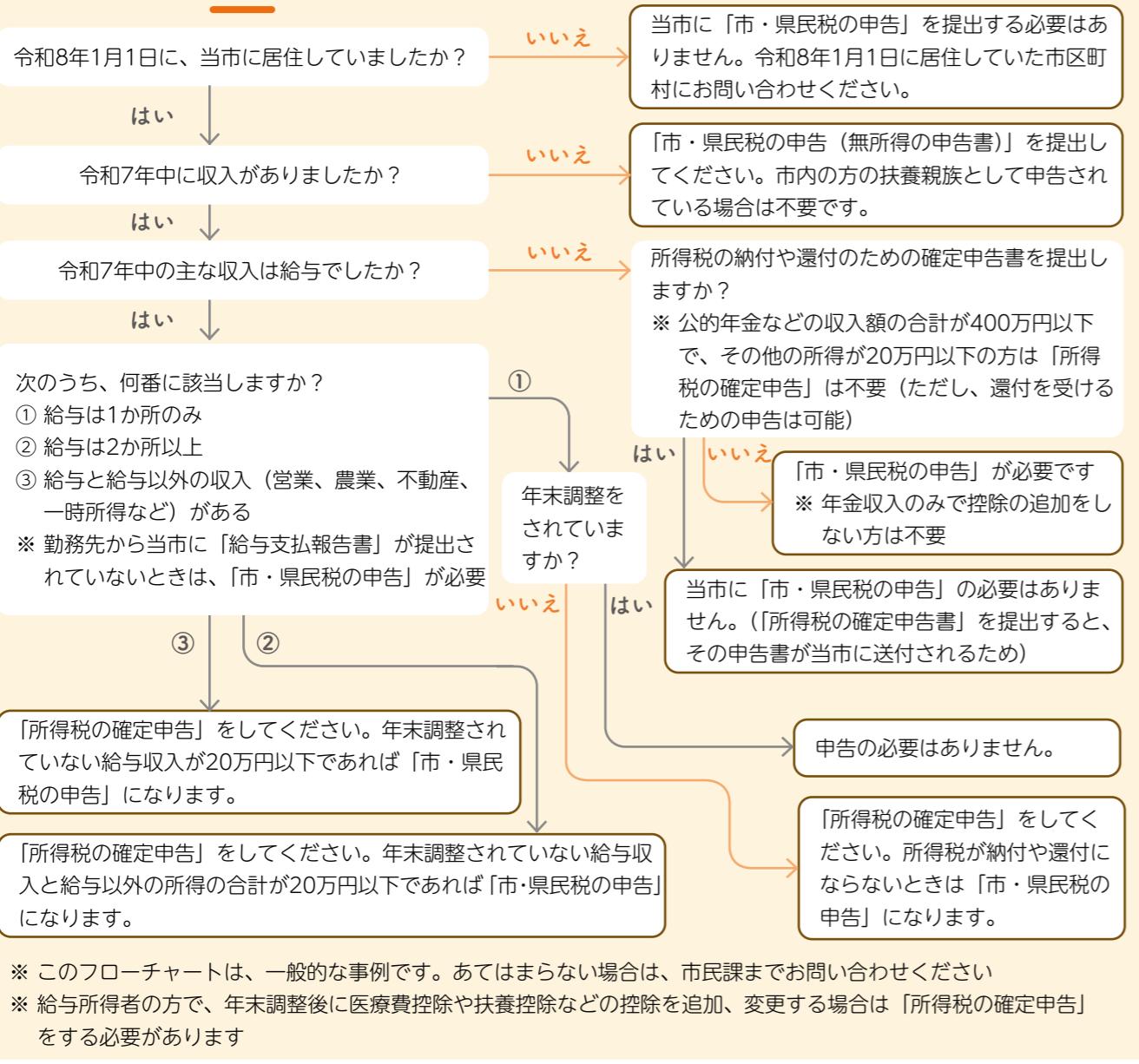


# 確定申告がはじまります

受付期間▶ 2月16日(月) ~ 3月16日(月) ※土日祝日を除く  
 会 場▶ 税務署会場(大野税務署)、勝山市会場(教育会館3階)  
 問 大野税務署 ☎66-2180、市民課(市役所1階) ☎88-8101

## あなたは確定申告が必要?不要?

### スタート



### 自宅でいつでもできる、スマホ申告を利用ください

給与所得、年金所得や副業等の雑所得がある方などは、スマホでの申告が便利です。

#### 必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナポータルアプリ

### スマホでの確定申告はこちらから▶ (確定申告書等作成コーナー)



#### スマホ申告のメリット

- 申告会場に行く必要がなく、自宅でいつでもできる
- スマホ専用画面でスムーズに入力できる
- 給与所得の源泉徴収票をスマホのカメラで撮影すると自動で反映
- マイナポータルとの連携で、生命保険料等一部情報を自動入力
- 還付金の振込みが早い

## 確定申告をする前にご確認ください

左のページのフローチャートを参考に、申告が必要かどうか確認してください。

勝山会場で申告できない方は税務署で申告をお願いします。なお、ご自身で作成された還付申告書はe-TAXや大野税務署で1月から受け付けています。

申告がない場合、所得証明書の交付や国民健康保険税の軽減などに影響があります。ご注意ください。

大野税務署では会場内の混雑を回避するため、会場内への入場の際に「入場整理券」が必要です。

入場整理券は会場で当日分を配付するほか、国税庁のLINE公式アカウントでのオンライン事前発行も行っていますので、ぜひご利用ください。

※入場整理券の配付枚数には限りがあります  
  
 入場整理券のオンライン事前発行は[こちら](#)

### 大野税務署会場

受付時間▶ 9:00 ~ 16:00

「土地・建物などを買った場合の譲渡所得」および「贈与税」の相談日  
 2月16日(月)・19日(木)・20日(金)・26日(木)・27日(金)、3月5日(木)・6日(金)・12日(木)・13日(金)

問大野税務署 ☎66-2180

### 勝山会場で申告できない方 (税務署で申告が必要です)

- 青色申告をする
- 営業所得がある
- 分離課税となる譲渡所得・配当所得などがある
- 山林所得・退職所得がある
- 災害などの雑損控除を受ける
- 住宅借入金等特別控除を受ける
- 過年度の申告をする
- 損失の繰越控除がある
- 亡くなられた方の申告をする

### 勝山市会場(教育会館3階)

受付時間▶ 8:30 ~ 11:30  
 13:00 ~ 15:30

休日相談は3月1日(日)

受付時間▶ 9:00 ~ 11:00  
 13:00 ~ 14:30

※農業相談も同日開催

問市民課 ☎88-8101

出張受付日時	場所
2月18日(火)	村岡まちづくり会館 13:30 ~ 15:30
2月19日(水)	北谷町コミュニティセンター 9:00 ~ 11:00
	野向町コミュニティセンター 13:30 ~ 15:30
2月20日(木)	荒土まちづくり会館 9:00 ~ 11:00
	北郷まちづくり会館 13:30 ~ 15:30
2月24日(月)	遅羽まちづくり会館 9:00 ~ 11:00
	鹿谷まちづくり会館 13:30 ~ 15:30
2月25日(火)	平泉寺まちづくり会館 9:00 ~ 11:00
	猪野瀬こうみん館 13:30 ~ 15:30

\*各館定員12人、受付開始30分前から整理券を配布

### 確定申告コールセンター ☎66-2180(大野税務署)

期間▶ 1月14日(木) ~ 3月16日(月)  
 平日8:30 ~ 17:00

所得税および消費税の確定申告、贈与税に関するご相談は、自動音声案内に従い「0」を選択してください。また、国税に関する一般的なご相談は「1」を選択してください。(※国税局電話相談センターにつながります)

申告内容	必要なもの
すべての申告	年金および給与の源泉徴収票、マイナンバーカード（または通知カードと本人確認書類 <sup>①</sup> ）、扶養親族がいればそのマイナンバー、あれば前年度の申告書の写し、利用者識別番号通知（税務署からの通知）
所得税の還付	申告者名義預貯金の金融機関や口座などがわかるもの
生命・地震保険料控除	支払保険料控除証明書
国民年金保険料控除	控除証明書または領収書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定証
営業・農業・不動産所得の申告	取支内訳書、農業所得収支計算準備表、収入・経費がわかる領収書
医療費控除（セルフメディケーション税制）	医療費通知書、領収書 ※受診者・病院別ごとに金額を集計し、医療費控除の明細書に記入しておいてください
国民健康保険税の社会保険料控除 <sup>②</sup>	令和7年中に納めた合計額（領収書の添付は不要）
寄附金控除	寄附した団体から発行された領収書など

\* 1 運転免許証、障害者手帳、パスポートなどは1点、健康保険証などの顔写真の無いものは2点必要

\* 2 申告できる方は下表のとおり

納付方法	提示書類	申告できる方
納付書	領収証	支払った方
口座振替	通帳	当該口座名義人
特別徴収(年金引去り)	年金源泉徴収票	当該年金受給者